

広島県水道広域連合企業団議会事務局処務規則をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団議会議長 安 井 裕 典

広島県水道広域連合企業団議会規則第3号

広島県水道広域連合企業団議会事務局処務規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、広島県水道広域連合企業団議会事務局（以下「議会事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(職の設置)

第2条 議会事務局に、議会事務局長及び書記を置く。

2 前項に定めるもののほか、議会事務局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 議会事務局長は、議長の命を受け、局務を統理し、所属職員を監督する。

2 書記及びその他の職員は、上司の命を受け、議事その他の事務に従事する。

(分掌事務)

第4条 議会事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議及び全員協議会に関すること。
- (2) 会議録に関すること。
- (3) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (4) 議案及び諸報告の処理に関すること。
- (5) 請願及び陳情に関すること。
- (6) 議会の広報に関すること。
- (7) 職員の服務に関すること。
- (8) 予算、決算及び経理に関すること。
- (9) 文書の受領及び発送並びに保管に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

(議会事務局長の専決事項)

第5条 議会事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務の執行で軽易なものの企画及び調整並びに調査に関すること。
- (2) 通知、照会その他往復文書に関すること。
- (3) 職員の出張、休暇その他服務に関すること。
- (4) 軽易な広報に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(議会事務局長の専決事項の代理決裁)

第6条 議会事務局長の専決できる事項について、議会事務局長が不在のときは、議会事

務局長があらかじめ指定する職員がその事項を代理決裁することができる。

(後閲)

第7条 代理決裁した事項については、すみやかに議会事務局長の後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ、議会事務局長の承認を得た事項については、この限りでない。

(報告義務)

第8条 専決した事項は、必要に応じ、議長に報告しなければならない。

(公印)

第9条 公印の種類、印刻文字及び寸法並びに当該公印を保管する責任者（以下「公印保管責任者」という。）は、別表のとおりとする。

(準用)

第10条 議会事務局の事務の処理については、この規則に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団事務局の例による。

附 則

この規則は、令和5年1月31日から施行する。

別表（第9条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管責任者
1	議会印	広島県水道広域連合企業団議会	方 27	議会事務局長
2	議長印	広島県水道広域連合企業団議会議長	方 27	議会事務局長
3	副議長印	広島県水道広域連合企業団議会副議長	方 27	議会事務局長
4	議会事務局長印	広島県水道広域連合企業団議会事務局長	方 27	議会事務局長